

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

倉敷市長

公表日

令和5年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、倉敷市介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、保険給付及び要介護認定等審査に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 被保険者に係る届出等に関する事務 2 被保険者証等に関する事務 3 市町村特別給付の支給に関する事務 4 要介護認定等に関する事務 5 要支援認定等に関する事務 6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請等に関する事務 7 居宅介護サービス費等の額の特例等に関する事務 8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 保険料の賦課徴収に関する事務
③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 共通基盤システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の93、94の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3213
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	介護保険課 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3343

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 小野 英 樹	課長 林 邦昭	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95の項	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、119の項	事後	根拠法令の改正による変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 林 邦昭	課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	各項目について記載	事後	様式変更に伴う追加記載
令和2年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者 いつ時点の計数か	平成27年10月31日時点	令和2年3月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、119の項	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項	事後	重要な変更にあたらなため、事前の公表・提出が義務付けられない。(法令改正等による変更)
令和3年3月22日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 共通基盤システム 電子申請システム	事前	
令和3年3月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	時点修正
令和4年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の93、94の項 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の93、94の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項	事後	重要な変更にあたらなため、事前の公表・提出が義務付けられない。(法令改正等による変更)
令和4年3月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	時点修正
令和5年3月13日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 共通基盤システム 電子申請システム	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 共通基盤システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	
令和5年3月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	時点修正